

豊橋市告示第289号

道路法第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間豊橋市役所建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年8月29日

豊橋市長 浅井 由 崇

1 占用の制限の開始の期日

令和6年8月30日

2 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	起点	終点
市道	神野新田町213号線	豊橋市神野新田町字ミノ割1番3地先	豊橋市神野新田町字ミノ割1番3地先
市道	小向町・神野新田町19号線	豊橋市神野新田町字ミノ割16番1地先	豊橋市神野新田町字スノ割44番3地先
市道	高洲町・青竹町56号線	豊橋市青竹町字青竹46番地先	豊橋市高洲町字小島147番1地先
市道	飯村町・大岩町80号線	豊橋市飯村北五丁目6番5地先	豊橋市飯村北五丁目3番1地先
市道	飯村町・多米中町5号線	豊橋市飯村町字浜道上50番5地先	豊橋市飯村町字本郷208番2地先
市道	牛川町・飽海町240号線(21641)	豊橋市今橋町15番1地先	豊橋市牛川町字下モ田13番6地先
市道	牛川町181号線(21387)	豊橋市牛川町字下モ田13番6地先	豊橋市牛川町字下モ田49番1地先
市道	菰口町・旭町1号線(10-00)	豊橋市八町通三丁目28番1地先	豊橋市八町通二丁目1番地先
市道	菰口町・旭町1号線(10-00)	豊橋市今橋町3番1地先	豊橋市八町通五丁目114番1地先
市道	今橋町・旭町1号線(20016)	豊橋市八町通五丁目145番地先	豊橋市八町通五丁目147番地先
市道	前田町・飽海町1号線(13-03)	豊橋市八町通五丁目114番1地先	豊橋市今橋町15番1地先
市道	大国町・往完町1号線(02-02)	豊橋市大国町108番地先	豊橋市大国町111番地先
市道	八町通5号線	豊橋市八町通三丁目91番地先	豊橋市八町通三丁目28番1地先

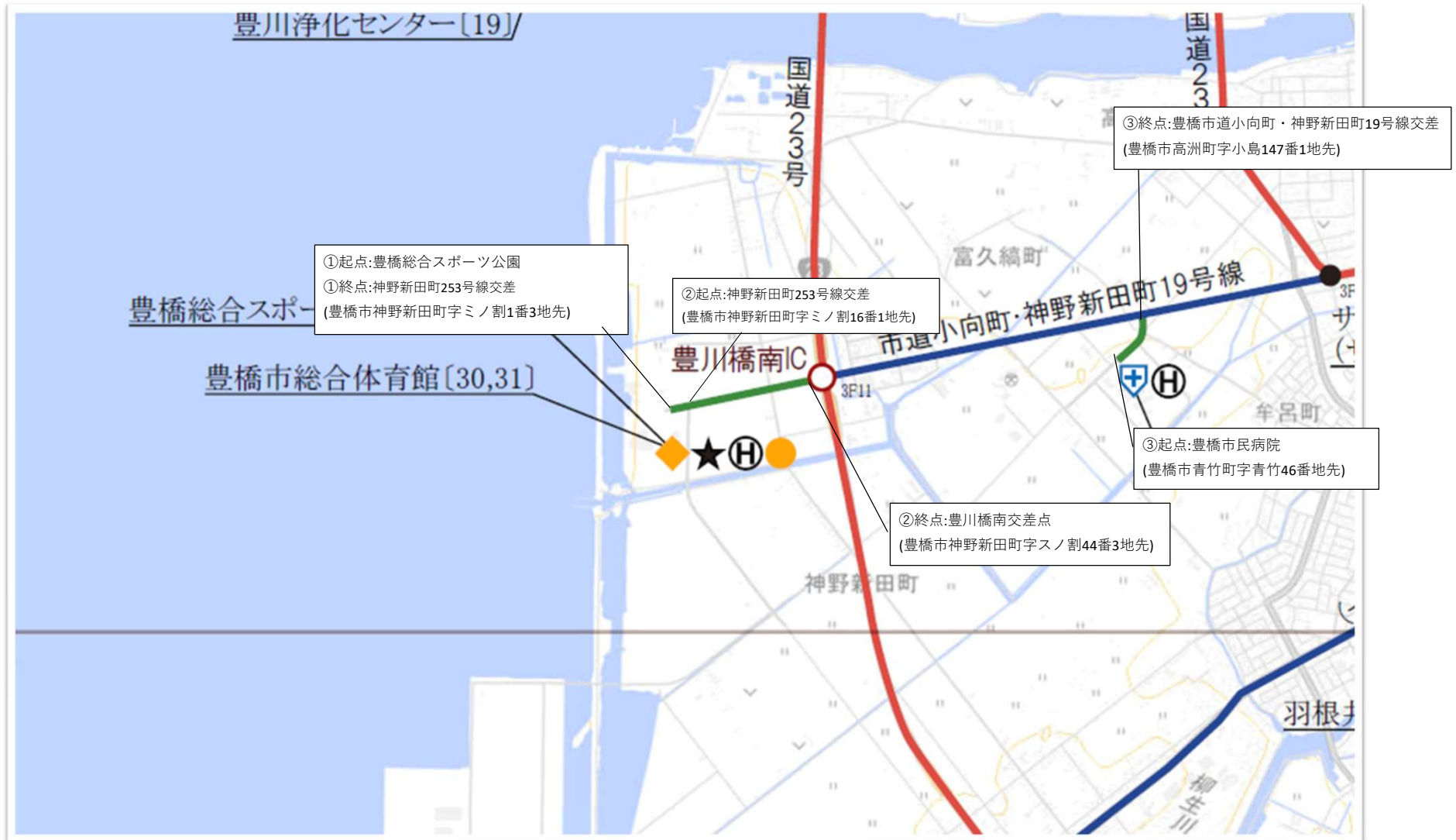
3 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

4 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

豊橋市 緊急輸送道路図







岩田運動公園 [24]

東岩田

河環状線

岩崎町

④ 終点: 飯村北四交差点
(豊橋市飯村北五丁目3番1地先)

⑤ 起点: 豊橋医療センター
(豊橋市飯村町字浜道上50番5地先)

④ 起点: 飯村町53号線交差
(豊橋市飯村北五丁目6番5地先)

⑤ 終点: 飯村町53号線交差
(豊橋市飯村町字本郷208番2地先)

行政法人国立病院機構豊橋

飯村町

2G3

岩屋町

[16]

二川